

《期日前投票立会人の注意事項》

① 従事日当日は、従事開始時間の 15 分前までに印鑑をお持ちになり職務を行う所定の投票所においでください。

② 当日の服装は、公務に相応しい服装でお願いします。

(ジャージ、華美な服装等をご遠慮ください。)

③ 急病その他やむを得ない事故により従事できないときは、速やかに選挙管理委員会事務局（電話番号：0476-20-1510）まで連絡してください。

④ 投票立会人は、投票事務の公正を確保するために投票事務全般に立ち会う役目を担います。従事にあたっては、次の事項に注意してください。

- ・ 投票の秘密保持には特に配慮してください。
- ・ 投票立会人には守秘義務がありますので、投票立会人の職務執行の際に知った事項については、選挙後においても一切漏らしてはなりません。
- ・ 食事、手洗いその他やむを得ず席を離れる場合は、職員を通じて投票管理者の許可を得てください。また、席を立つときは同時に 2 人が席を立たないようにしてください。
- ・ 投票所内では、携帯電話、スマートフォンの利用はできません。